

## 公益社団法人新潟県栄養士会 役員選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県栄養士会（以下「本会」という。）の定款第25条に定める役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員資格)

第2条 役員は、新潟県栄養士会会員として、3年以上の会員であって、支部または協議会の役員経験者とする。

### (役員範囲)

第3条 本会の定款第24条による。

### (役員選出)

第4条 本会の役員は次の方法で選出する。

(1) 役員選出にあたっては、役員選考委員会を設置する。

(2) 役員選考委員会は、次に掲げる役員によって構成し、委員長は委員の互選とする。

ア 直前会長 1名

イ 現任理事 2名

ウ 現任代表理事が指名した正会員 2名

(3) 役員選考委員会は、役員選出の告示を行い、役員候補者を理事会に報告する。

(4) 理事会は、役員候補者を総会に提案する。

(5) 役員候補者は、総会出席者の過半数の同意により、役員に選任する。

(6) 会長1名、副会長2名、専務理事1名の選任は原則として立候補とする。しかし立候補者がいない場合、役員選考委員会が候補者を選考し、依頼する。

(7) 役員選考委員会は、内諾をとれた役員候補者を理事会に提案する。

(8) 理事会は提案された会長、副会長、専務理事候補者について、出席者の過半数の同意により選任する。

(9) 役員選考委員会は、選任された会長、副会長、専務理事について総会で報告する。

(10) 役員選考委員会は、役員報告の後解散する。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議により実施する。

(補 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は現任代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日から施行する。